

## 目 次

	ページ
<b>訓 令</b>	
1 新潟県市町村総合事務組合職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程を廃止する規程……………	2
2 新潟県市町村総合事務組合職員再任用事務取扱要綱の一部を改正する要綱……………	3
3 押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令……………	7
<b>告 示</b>	
4 写し等の作成及び送付に要する額の一部改正……………	13
<b>議会告示</b>	
1 新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程……………	14

## 新潟県市町村総合事務組合訓令第1号

事務局

令和5年3月31日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

新潟県市町村総合事務組合職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程を廃止する規程

新潟県市町村総合事務組合職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成22年訓令第4号）は、廃止する。

新潟県市町村総合事務組合訓令第2号

事務局

新潟県市町村総合事務組合職員再任用事務取扱要綱の一部を改正する要綱  
 新潟県市町村総合事務組合職員再任用事務取扱要綱（平成31年訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後	改正前
<p>新潟県市町村総合事務組合職員<u>暫定再任用</u>事務取扱要綱</p> <p style="text-align: center;">事務局</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>並びに新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（平成16年条例第41号）、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号。以下「給与条例」という。）及び新潟県市町村総合事務組合職員の定年等に関する規則（令和5年規則第6号）</u>に定めるもののほか、新潟県市町村総合事務組合が<u>暫定再任用</u>する職員（以下「<u>暫定再任用職員</u>」という。）の任用事務等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（任用形態及び勤務時間）</p> <p>第2条 <u>暫定再任用職員</u>の任用形態は、<u>給与条例附則第5項に規定する暫定再任用職員又は第6項に規定する暫定再任用短時間勤務職員</u>とする。</p> <p>2 <u>暫定再任用職員</u>の勤務時間は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>暫定再任用常時勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p>	<p>新潟県市町村総合事務組合職員<u>再任用</u>事務取扱要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>及び新潟県市町村総合事務組合職員の再任用に関する条例（平成16年条例第42号）</u>に定めるもののほか、新潟県市町村総合事務組合が<u>再任用</u>する職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）の任用事務等に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（任用形態及び勤務時間）</p> <p>第2条 <u>再任用職員</u>の任用形態は、<u>地方公務員法第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職（以下「再任用常時勤務職員」という。）又は第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u>とする。</p> <p>2 <u>再任用職員</u>の勤務時間は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>再任用常時勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。</p>

(2) 暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲とする。

(暫定再任用職員の勤務条件等)

第3条 暫定再任用職員の任期は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。この場合において、暫定再任用職員の勤務実績が良好であると認めるときは、当該暫定再任用職員の任期を1年を超えない期間で更新することができる。

2 暫定再任用職員の所属（配置）、勤務形態、勤務時間等は、担当させる職務の内容、当該職務を執行する上での必要性等を総合的に勘案して決定する。

3 暫定再任用職員の職務の級は、給与条例別表第1の定めるところとし、管理者が職務の責任、難易度等に応じて決定する。

4 暫定再任用職員の手当については、給与条例の定めによる。

5 暫定再任用職員の旅費については、新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例（平成16年条例第14号）の定めによる。

6 暫定再任用職員の服務については、再任用職員以外の職員の例による。

(制度の周知)

第4条 総務退職課長は、暫定再任用に当たっては、関係職員等に対して、あらかじめ、制度の概要、勤務条件、再任用の手続等を周知するよう努めるものとする。

(暫定再任用希望者の受付)

第5条 定年退職予定者等は、暫定再任用意向調査書（別記様式第1号）を管理者が指定する日までに、管理者に提出するものとする。

(2) 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲とする。

(再任用職員の勤務条件等)

第3条 再任用職員の任期は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。この場合において、再任用職員の勤務実績が良好であると認めるときは、当該任用職員の任期を1年を超えない期間で更新することができる。

2 再任用職員の所属（配置）、勤務形態、勤務時間等は、担当させる職務の内容、当該職務を執行する上での必要性等を総合的に勘案して決定する。

3 再任用職員の職務の級は、新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号。以下「給与条例」という。）別表第1の定めるところとし、管理者が職務の責任、難易度等に応じて決定する。

4 再任用職員の手当については、給与条例の定めによる。

5 再任用職員の旅費については、新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例（平成16年条例第14号）の定めによる。

6 再任用職員の服務については、再任用職員以外の職員の例による。

(制度の周知)

第4条 総務退職課長は、再任用に当たっては、関係職員等に対して、あらかじめ、制度の概要、勤務条件、再任用の手続等を周知するよう努めるものとする。

(再任用希望者の受付)

第5条 定年退職予定者等は、再任用意向調査書（別記様式第1号）を管理者が指定する日までに、管理者に提出するものとする。

(暫定再任用職員の選考)

第6条 新たに暫定再任用職員を任用しようとするときは、次の各号に掲げる事項を総合的に判断して選考を行うものとする。

(1)～(6) (略)

2 管理者は、暫定再任用職員として採用が決定したときは、暫定再任用採用内定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 管理者は、暫定再任用職員として採用しないことが決定したときは、暫定再任用選考結果通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(採用の取消し)

第7条 管理者は、暫定再任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、採用を取り消すことができる。

(1) 暫定再任用職員として不適当と認められるような行為があったとき。

(2) (略)

(3) その他暫定再任用することが困難な理由があるとき。

(任期の更新等)

第8条 暫定再任用職員が任期の更新を希望する場合は、再暫定再任用任期更新申出書（別記様式第4号）を管理者が指定する日までに、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、暫定再任用の任期の更新を決定したときは、暫定再任用任期更新決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(暫定再任用等の辞退の手続)

第9条 暫定再任用内定者又は再任用の任期の更新が決定した者が、暫定再任用又は暫定再任用の任期の更新を辞退する場合には、暫定再任用辞退届（別記様式第6号）を管理者に提出するものとする。

(退職)

第10条 暫定再任用職員の任期が満了したと

(再任用職員の選考)

第6条 新たに再任用職員を任用しようとするときは、次の各号に掲げる事項を総合的に判断して選考を行うものとする。

(1)～(6) (略)

2 管理者は、再任用職員として採用が決定したときは、再任用採用内定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 管理者は、再任用職員として採用しないことが決定したときは、再任用選考結果通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(採用の取消し)

第7条 管理者は、再任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、採用を取り消すことができる。

(1) 再任用職員として不適当と認められるような行為があったとき。

(2) (略)

(3) その他再任用することが困難な理由があるとき。

(任期の更新等)

第8条 再任用職員が任期の更新を希望する場合は、再任用任期更新申出書（別記様式第4号）を管理者が指定する日までに、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、再任用の任期の更新を決定したときは、再任用任期更新決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

(再任用等の辞退の手続)

第9条 再任用内定者又は再任用の任期の更新が決定した者が、再任用又は再任用の任期の更新を辞退する場合には、再任用辞退届（別記様式第6号）を管理者に提出するものとする。

(退職)

第10条 再任用職員の任期が満了したとき

<p>きは、別に通知することなく退職する。</p> <p>2 <u>暫定再任用職員</u>は、任期の途中において、自己の都合により退職しようとする場合には、管理者に辞職願を提出しなければならない。</p> <p>(任用の方法)</p> <p>第11条 <u>暫定再任用職員</u>の任用に当たっては、辞令書を交付するものとする。</p> <p>(人事評価)</p> <p>第12条 <u>暫定再任用職員</u>の人事評価は、新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程（平成28年4月1日訓令第2号）に基づき行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、<u>暫定再任用</u>の任用事務等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>は、別に通知することなく退職する。</p> <p>2 <u>再任用職員</u>は、任期の途中において、自己の都合により退職しようとする場合には、管理者に辞職願を提出しなければならない。</p> <p>(任用の方法)</p> <p>第11条 <u>再任用職員</u>の任用に当たっては、辞令書を交付するものとする。</p> <p>(人事評価)</p> <p>第12条 <u>再任用職員</u>の人事評価は、新潟県市町村総合事務組合職員の人事評価実施規程（平成28年4月1日訓令第2号）に基づき行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか、<u>再任用</u>の任用事務等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1号中「再任用」を「暫定再任用」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第4号中「再任用」を「暫定再任用」に改め、「㊟」を削る。

別記様式第5号中「再任用」を「暫定再任用」に改める。

別記様式第6号中「再任用」を「暫定再任用」に改め、「㊟」を削る。

## 新潟県市町村総合事務組合訓令第3号

事務局  
事務所

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令を次のように定め、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県市町村総合事務組合 小林 則 幸

押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の一部を改正する訓令

(新潟県市町村総合事務組合文書規程の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合文書規程（平成16年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「配布先受領印」を「配付先受領確認」に改める。

第4号様式中「印」を「確認」に改める。

(新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程の一部改正)

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規程（平成21年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「

氏名	印
----	---

」を「

氏名	
----	--

」に、「所属長印」を「所属長確認」に改める。

別記第2号様式中「

氏名	印
----	---

」を「

氏名	
----	--

」に、「所属長印」を「所属長確認」に改める。

別記第3号様式中「

氏名	印
----	---

」を「

氏名	
----	--

」に、「所属長印」を「所属長確認」に改める。

別記第4号様式中「印」を削る。

別記第5号様式中「㊟」を削る。

別記第5号様式の2中「㊟」を削る。

(新潟県市町村総合事務組合職員服務規程の一部改正)

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員服務規程（平成16年訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「事務局長」を「事務局次長」に改め、「、押印」を削る。

第14条第1項中「第3条第5号」を「第10条第6号」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条第2項中「(育児休業規則第4条において準用する場合を含む。)」を「及び第4条第1項」に改める。

第23条第1項中「に確認印を押さなければならない」を「で確認しなければならない」に改める。

第24条中「に確認印を押さなければならない」を「で確認しなければならない」に改める。

別記様式第1号中「確認印」を「確認」に改める。

別記様式第 1 号の 2 中「本人印」を「本人確認」に改める。

別記様式第 2 号中「職名・氏名 印」を「職名・氏名 」に改める。

別記様式第 3 号中「印」を削る。

別記様式第 4 号中「職員の意向 (印)」を「職員の意向」に改め、同様式の注中「(印)」及び「して押印」を削る。

別記様式第 6 号中「承認権者印」を「承認権者確認」に改める。

別記様式第 7 号中「㊟」を削る。

別記様式第 8 号中「㊟」及び「㊟」を削り、同様式の別紙中「㊟」を削る。

別記様式第 9 号中「㊟」及び「㊟」を削る。

別記様式第 10 号を次のように改める。

別記様式第 10 号 (第 14 条関係)

年 月 日

管理者 様

所属課長

育児短時間勤務計画書

下記のとおり育児短時間勤務計画書の提出がありましたので、進達します。

記

新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例第 10 条第 6 号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。 年 月 日			
所属名		職名・氏名	
1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間		年 月 日から 年 月 日まで	
再度の請求予定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
3 備考			

注 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄は、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1 及び 2 の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

別記様式第 11 号を次のように改める。



年 月 日

管理者 様

所属課長

育児休業承認請求書

下記のとおり育児休業の承認(期間延長)の請求がありましたので、承認(期間延長)されるよう願います。

所属課長 所見	(代替職員の要否その他参考事項)
------------	------------------

記

地方公務員の育児休業等に関する法律(以下「育児休業法」という。)第2条第2項(第3条第1項)の規定により育児休業の承認(期間延長)を請求します。	
年 月 日	
所属名	職名・氏名
請求に係る子	氏名
	続柄
	生年月日
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。) <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業承認が必要な事情を記入)
	請求期間
既に育児休業をした期間	
配偶者	氏名
	育児休業の期間
備考	

- 注1 この請求書(新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例(以下「条例」という。)第10条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 2 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(注5において同じ)。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第10条第7号に掲げる事情に該当してする再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「備考」欄には、(7)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を、(4)請求に係る子が養子の場合においては、その旨及び養子縁組の効力が生じた日を、(9)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には印を記入すること

別記様式第12号中「㊟」を削り、同様式の(裏面)中「請求者の印」を「請求者の確認」に、「所属課長の印」を「所属課長の確認」に改める。

- 別記様式第 13 号中「印」及び「印」を削る。
- 別記様式第 14 号中「印」及び「印」を削る。
- 別記様式第 16 号中「印」を削る。
- 別記様式第 17 号中「印」を削る。
- 別記様式第 18 号中「印」及び「印」を削る。
- 別記様式第 20 号中「印」を削る。
- 別記様式第 21 号中「印」を削る。
- 別記様式第 22 号中「平成」を削り、「印」を「確認」に改める。
- 別記様式第 23 号中「印」を削る。

(新潟県市町村総合事務組合財務規則により設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定の一部改正)

第 4 条 新潟県市町村総合事務組合財務規則により設備しなければならない帳簿その他の書類の様式指定（平成 16 年訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

- 第 1 号様式中「印」を削る。
- 第 5 号様式中「印」を削る。
- 第 6 号様式中「印」を削る。
- 第 17 号様式の（その 1）中「印」を削る。
- 第 20 号様式中「印」を削る。
- 第 26 号様式中「印」を削る。
- 第 33 号様式中「印」を削る。
- 第 34 号様式中「印」を削る。
- 第 37 号様式中「印」を削る。
- 第 38 号様式中「印」を削る。
- 第 39 号様式中「印」を削る。
- 第 42 号様式中「印」を削る。
- 第 43 号様式中「印」を削る。
- 第 44 号様式中「印」を削る。
- 第 48 号様式中「印」を削る。
- 第 50 号様式のご注意の 2 を次のように改める。

## 2 不服の申立てについて

### (1) 審査請求について

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県市町村総合事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求が認められる場合があります。

す。

(2) 決定の取消しの訴えについて

ア この決定については、上記(1)の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（訴訟においては管理者が被告の代表者となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ウ ただし、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年経過した後であっても決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第50号様式のご注意の3中「滞納処分」を「滞納処分等」に改める。

第55号様式中「㊟」を削る。

第57号様式中「㊟」を削る。

第74号様式中「㊟」を削る。

第75号様式中「㊟」を削る。

（新潟県市町村総合事務組合物品会計規則により設備しなければならない帳簿及びその他の書類の様式指定の一部改正）

第5条 新潟県市町村総合事務組合物品会計規則により設備しなければならない帳簿及びその他の書類の様式指定（平成16年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の注5中「受領印を押印」を「確認」に改める。

第3号様式中「受領印」を「受領確認」に、「確認印」を「確認」に改める。

第4号様式の注4中「の受領印を押印」を「に確認」に改める。

第6号様式中「㊟」を削る。

第7号様式中「㊟」を削る。

第9号様式中「㊟」を削る。

第10号様式中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り

繕って使用することができる。

**新潟県市町村総合事務組合告示第4号**

平成18年告示第8号（写し等の作成及び送付に要する額）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

改正後	改正前												
<p>新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号）<u>第13条第2項</u>、新潟県市町村総合事務組合<u>個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年条例第11号）第5条第2項</u>及び新潟県市町村総合事務組合議会の<u>個人情報保護に関する条例（令和5年条例第13号）第30条第2項</u>に規定する費用の額については、次のとおりとし、<u>令和5年4月1日から実施する。</u></p> <p>1 写し等の作成に要する費用の額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">写し等の種類</th> <th style="text-align: center;">費用の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CD-Rに複写したもの</td> <td>1枚につき <u>150円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	写し等の種類	費用の額	(略)		CD-Rに複写したもの	1枚につき <u>150円</u>	<p>新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号）<u>第13条</u>に規定する費用の額及び新潟県市町村総合事務組合<u>個人情報保護条例（平成18年条例第2号）第20条</u>に規定する費用の額については、次のとおりとし、<u>平成18年4月1日から施行する。</u></p> <p>1 写し等の作成に要する費用の額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">写し等の種類</th> <th style="text-align: center;">費用の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>CD-R <u>（直径120ミリメートル）</u>に複写したもの</td> <td>1枚につき <u>220円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	写し等の種類	費用の額	(略)		CD-R <u>（直径120ミリメートル）</u> に複写したもの	1枚につき <u>220円</u>
写し等の種類	費用の額												
(略)													
CD-Rに複写したもの	1枚につき <u>150円</u>												
写し等の種類	費用の額												
(略)													
CD-R <u>（直径120ミリメートル）</u> に複写したもの	1枚につき <u>220円</u>												

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 新潟県市町村総合事務組合議会告示第1号

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟県市町村総合事務組合議会議長 品田 宏 夫

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定す

る保険者番号及び組合員等記号・番号

- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 24 の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 161 条の 2 第 1 項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号  
（要配慮個人情報）

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第 5 条 条例第 11 条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

（電磁的方法）

第 6 条 条例第 15 条第 4 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第 7 条 条例第 16 条第 2 項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情



報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者若しくは遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項

の規定による公表に係る条例第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第 9 条 条例第 19 条第 1 項に規定する開示請求書は、開示請求書(別記第 1 号様式)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第 10 条 条例第 19 条第 2 項、第 32 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
  - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
  - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前 30 日以内に作成されたもの
- 3 条例第 18 条第 2 項、第 31 条第 2 項又は第 38 条第 2 項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の通知)

第 11 条 条例第 24 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第 28 条第 3 項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第 16 条第 2 項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（開示決定通知書）

第 12 条 条例第 24 条第 1 項の書面は、開示決定通知書（別記第 2 号様式）とする。

2 条例第 24 条第 2 項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（別記第 3 号様式）とする。

（開示決定等期限延長通知書）

第 13 条 条例第 25 条第 2 項の書面は、開示決定等期限延長通知書（別記第 4 号様式）とする。

（開示決定等期限特例延長通知書）

第 14 条 条例第 26 条第 1 項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（別記第 5 号様式）とする。

（第三者意見照会書等）

第 15 条 条例第 27 条第 1 項の規定による通知は、第三者意見照会書（別記第 6 号様式）により行うものとする。

2 条例第 27 条第 2 項の書面は、第三者意見照会書（別記第 7 号様式）とする。

3 条例第 27 条第 1 項又は第 2 項の意見書は、第三者開示決定等意見書（別記第 8 号様式）とする。

4 議長は、条例第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第 27 条第 1 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第 27 条第 2 項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第 27 条第 2 項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第 27 条第 3 項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（別記第 9 号様式）とする。

(電磁的記録の開示方法)

第 16 条 条例第 28 条第 1 項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複製したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは複製したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複製させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前 2 項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第 17 条 条例第 28 条第 3 項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第 24 条第 1 項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第 28 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第 18 条 条例第 32 条第 1 項に規定する訂正請求書は、訂正請求書（別記第 10 号様式）によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第 19 条 条例第 34 条第 1 項の書面は、訂正決定通知書（別記第 11 号様式）とする。

2 条例第 34 条第 2 項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（別記第 12 号様式）とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第 20 条 条例第 35 条第 2 項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（別記第 13 号様式）とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第 21 条 条例第 36 条第 1 項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（別記第 14 号様式）とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第 22 条 条例第 37 条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記第 15 号様式）とする。

(利用停止請求書)

第 23 条 条例第 39 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書（別記第 16 号様式）によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第 24 条 条例第 41 条第 1 項の書面は、利用停止決定通知書（別記第 17 号様式）とする。

2 条例第 41 条第 2 項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（別記第 18 号様式）とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第 25 条 条例第 42 条第 2 項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（別記第 19 号様式）とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第 26 条 条例第 43 条第 1 項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第 20 号様式）とする。

(諮問をした旨の通知書)

第 27 条 条例第 45 条第 2 項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（別記第 21 号様式）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)

2 議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成 18 年議会告示第 2 号）は廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第 8 条

第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会告示第■号）の施行後遅滞なく」とする。

開示請求書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合議会議長 様

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( \_\_\_\_\_ )

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ＜実施の希望日＞ _____ 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。
ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

3 手数料

手数料		（請求受付印）
-----	--	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

<p>ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</p> <p>(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人  <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p> <p>（ふりがな）</p> <p>(イ) 本人の氏名 _____</p> <p>(ウ) 本人の住所又は居所 _____</p>
<p>エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>戸籍謄本 <input type="checkbox"/>登記事項証明書 <input type="checkbox"/>その他（            ）</p>
<p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>その他（            ）</p>



第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県市町村総合事務組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合議会議長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（同封）の説明事項をお読みください。

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県市町村総合事務組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合議会議長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



第三者意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

第三者開示決定等意見書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合議会議長 様

(ふりがな)

氏名又は名称

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

\_\_\_\_\_  
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出  
します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	



第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟県市町村総合事務組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合議会議長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

訂正請求書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合議会議長 様

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ <u>本人の氏名</u> _____ ウ <u>本人の住所又は居所</u> _____

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他 ( )

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他 ( )

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 34 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合議会議長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 34 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合議会議長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 35 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 36 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 33 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)



利用停止請求書

年 月 日

新潟県市町村総合事務組合議会議長 様

(ふりがな)  
氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所  
〒 \_\_\_\_\_ Tel ( \_\_\_\_\_ )

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の開示 を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開 示を受 けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の趣旨 及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去  <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(ふりがな)
イ 本人の氏名 _____
ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合  
議会議長



利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 41 条第 1 項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合議会議長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 41 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定によりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、新潟県市町村総合事務組合を被告として（新潟県市町村総合事務組合議会議長が被告の代表者となります。）、新潟地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合  
議会議長



利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 42 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 43 条第 1 項規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 43 条第 1 項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

新潟県市町村総合事務組合

議会議長



諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 13 号）第 45 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 号